

「(仮称) 滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例要綱案」
に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成24年8月10日(金)から平成24年9月10日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、(仮称) 滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、2名の方々から3件の意見・情報が寄せられました。

これら意見に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

(1) 意見・情報の件数

- ・「(仮称) 滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例要綱案」についての内容 1件
- ・その他、参考意見 2件

(2) 提出された意見・情報とそれらに対する考え方

番号	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	現行の標識令では、原則としてローマ字が日本字の2分の1のサイズで表示すると定められている。 滋賀県では、外国人観光客が多い京都に近く、また外国籍の住民も全国的には少なくないため、新条例で条例施行後に設置する案内標識のローマ字を日本字の60～70パーセントに拡大することを提案する。	(原案のとおりとします) ローマ字の文字の大きさの拡大については、その効果等を十分に検討した上で取り組んでいく必要があると考えており、今回の条例では原案のとおりとします。 今後、国の取扱いや他府県の状況等も踏まえ、拡大による効果等を見極めて、基準の改正を検討して参ります。

(3) その他、参考意見

番号	参考意見	意見・情報に対する県の考え方
1	<p>近年設置されている標識の中に、既に廃止となっている滋賀県の案内標識整備指針によるもの（文字サイズが異なるもの）が一部に存在するため、適正な運用を図ること。</p>	<p>ご指摘のような標識は、県の指針を廃止した際に、設計・施工していたもので設置されている場合がありますが、今後新設する標識については、条例に基づいて適切に運用して参ります。</p>
2	<p>以下の課題があるため今後の取組に反映されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・地名標示のルールを明確化することによる不適切箇所の見直し（施設名の簡略化を含める）・交通安全に資する施設として、情報過多を防止し、適切な（簡素かつ分かりやすい）標識設置の推進（過剰共架防止を含める）・多車線道路における公安委員会の進行方向別通行区分標識と連携した適切な案内標識整備を推進（標識視認性を妨害する交通管制機器（特に車両感知器）の適切整備や占用電線の適正化を含める）・整備標識に対する台帳の整備を適切に行うこと。	<p>道路の構造を保全し、交通の安全と円滑を図るために設置する標識が、適正により分かりやすいものとなるよう、いただいたご意見の内容について、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>